

高齢者は狙われやすい？ こんな手口にご用心



こちらの QR コードを読み込めば携帯、スマートフォンからも「消費生活お知らせ版」がご覧いただけます。

「還付金詐欺」

事例 1 「年金未払い分の還付手続きの期限です」と年金事務所の職員を装って電話が入る。あわててキャッシュカードを持ってコンビニの ATM（現金自動預払機）に行き、携帯電話で担当者の指示を受けながら ATM を操作したら、自分の預金口座からお金が消えた…。

対策アドバイス

- 年金事務所、税務署、市役所などの職員を装い、年金や税金などの還付金があると言って、逆にお金を振り込ませる詐欺です。
- 相手が携帯電話で ATM の操作誘導をしようと言ったら詐欺を疑いましょう。
- 1日の ATM 利用限度額を引き下げておくなど被害を最小限にする予防も大切です。



架空請求

事例 2 スマホに「アプリの利用料約 30 万円が未払い」と SMS（ショートメール）が届いた。法的手続きを取るとあるので連絡をすると「支払えば後日清算して返金するので、コンビニでプリペイドカードを 30 万円分購入し、カード番号を連絡すると言われたが心当たりが無い。

料金が未納です……
……法的手続きに移行します。



- 心当たりのない不審なメールや SMS、はがきが届いても、反応しないでください。支払いはせず無視しましょう。
- メールアドレスや電話番号などの個人情報知られてしまうので、決して連絡しないようにしましょう。
- 実在する事業者名や弁護士名で請求が来た場合は、当該ホームページなどに、名称等を不正に利用した架空請求についての注意喚起がないか確認してください。

利殖商法

事例 3 信頼できる友人に投資をすすめられ、「元本保証で必ずもうかる」と言われ投資した。しばらくは配当があったが、その後途絶え、業者とも連絡が取れなくなった…。

▶利殖商法のトラブルの特徴

老後の資金へ不安などにつけこみ、リスクの大きい投資や実態のない債権などをすすめます。都合のよい話だけをして、欠点を説明しない悪質業者が多くいます。

こんな相談事例もあります！

「後で買い取るから」
「後で高値で買い取る」と言われ、案内された株を購入したが、買い取ってくれるはずの業者と連絡が途絶えた。

「話題の新エネルギー」
何度もニュースで報道された新しいエネルギー関連の話をして信用してしまったが、結局お金を持ち逃げされてしまった。

「今までの損を取り戻す」
投資で失敗したことがある。「被害額を取り戻してあげる」と言われて手数料を預けたが、その後連絡がない。

こんな対策をしましょう！

必ずもうかる話はない
出資の話で「絶対もうかる」「元本保証」などと言うのは違法です。「うまい話には裏がある」と警戒しましょう。

安易に手を出さない
悪質業者は話題のニュースなどを利用して、お金を引き出す手口を考えます。十分な知識や情報もなく安易に手を出すのは禁物です。

絶対もうかります！
ボクが保証します！
あやしい！
あなただけで！
最後のチャンスです！

ネット通販のトラブル 「解約保証」のはずが…

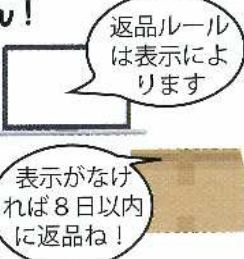


事例 4 インターネット通販で「初回 300 円、○日間解約保証」と表示されたダイエットサプリを注文した。効果がないので、保証期間内に解約を申し出たが「4 ヶ月以上の定期購入が条件」と言われた。定期購入とは知らなかったが、「解約保証期間のはず」と伝えると「その場合は通常価格 9 千円の支払いが必要」と言い、ネット上の規約に表記されていると言われた。しかしそのような規約は文字も小さく探さないと分かり難い箇所にあった。

- 近年このようなトラブルが急増しています。
- 「初回のみ 300 円」「お試し価格 500 円」などの格安商品の場合「定期購入」などの条件がないか、支払の総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 「解約・返品」条件をしっかりと確認しましょう。
- 「解約保証」とあっても、実際には通常価格の請求や厳しい条件があり解約困難なこともあります。

■通信販売はクーリング・オフできません！

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品に関する表示を必ず確認しましょう。返品特約の表示がない業者は、そもそも利用しないほうが安全です。万が一、表示がない業者を利用してしまい、返品したい場合は、商品到着後 8 日以内であれば返品できます（送料は購入者負担）。



トイレ修理で 思わぬ高額請求



事例 5 トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話して来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。結局新しい便器に交換することになり、「修理代 20 万円」と言われたが仕方なく応諾し支払ったが高額だと思う。

- 修理代に法定価格はありません。
- 複数社から見積をとり、作業内容や料金の確認、また出張や見積の料金の有無も確認しましょう。
- 作業前に作業内容や料金を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。
- 急をようするトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。

訪問購入に気を付けて



事例 6 突然、電話がかかって来て「なんとでも買取しますよ。何か不要なものありませんか？」
「そうねえ〜。引き出物や古着なら」「なんとでも大丈夫ですよ。後で伺います」
終活しているので来訪を承諾した。すぐに訪問があり、引き出物や古着を見てもらったが「他に指輪とか貴金属はないですか」と何度も聞かれ、仕方なく指輪やネックレスも買い取ってもらったが、やっぱり返してほしい。

- 一人で対応しない
*買取依頼をするときは一人で対応せず家族や友人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフ制度を使う
*訪問購入の場合はクーリング・オフ制度が利用できません。8 日間は取り戻しができません。諦めないで！
- 迷ったら渡さない。
*悩んで契約しても 8 日間は渡さず、手元に置いておきましょう。

契約

について 知っておこう

すべての取り引きは
契約といえます



契約というと、契約書を交わして印かんを押す場面
を想像するかもしれませんが。しかし、実は毎日の生活
の中で、たくさんの契約が成立しています。

例えば買い物をしたり、乗り物に乗ることも契約の
一種。契約が成立すれば、契約書を交わしていなくて
も、権利と義務が発生します。

契約とは

契約の成立時点

法律上の
権利と義務が発生する



約束

お互いの合意で成立

※契約は口約束でも成立する

一度契約が成立すると、ど
ちか一方の都合で契約をやめる
ことはできない。

契約書はしっかり読みましょう

クレーリング・オフ

覚えておきたい クレーリング・オフ制度

クレーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘
など、思いもよらず不意打ち的にやって来て、冷
静な判断ができないまま交わしてしまった契約を、
一定の期間内であれば無条件で解除できる制度で
す。販売業者に書面で通知することで、支払った
代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。



■クレーリング・オフが可能な期間と取引の種類

8日

- 訪問販売（キャッチセールス含む）
- 電話勧誘販売 ● エステ・美容医療（※）
- 家庭教師 ● 学習塾
- パソコン教室 ● 結婚相手紹介サービス
- 訪問購入（押し買い）など

20日

- 連鎖販売取引（マルチ商法）
- 内職商法
- モニター商法など

※ 脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

■クレーリング・オフが不可のもの

- × 店舗・営業所での契約
- × 通信販売
- × 使用してしまった消耗品
- × 自動車
- × 訪問販売・電話勧誘販売で 3,000 円未満の現金取引の場合など

消費者トラブル防止の回避4か条

- ① 予定にない訪問者は家にあげない！
- ② 知らない人からの電話は相手にしない！
- ③ 儲け話やうまい話は信用しない！
- ④ 理解できないときは契約しない！

断り方 のコツ

あいまいな返答でなく、ハッキリと断ることが大事！
「必要ありません」「お断りします」「帰って下さい」
など契約しない意思をハッキリ示し、断りましょう！

インターネットのトラブル回避5か条

- ① 知らない差出人からのメールは開かずに削除する
- ② 怪しいサイトに近づいたり、むやみに広告や URL を
クリックしたりしないようにする
- ③ 見覚えのない請求には応じない。おどし文句があっ
ても、それは詐欺の手口なので無視する
- ④ インターネット通販を利用するときは、販売事業者の
所在地や連絡先、返品特約についてしっかり確認する
- ⑤ 携帯電話やインターネットの契約は、契約の内容や解
約条件、割引の適用期間や毎月請求される金額を確認
する

高齢者が狙われる理由は次の6つです！

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 健康への不安 | 5 だまされたことに気づかない |
| 2 経済的な不安 | 6 被害に遭ったことをかくす |
| 3 孤独な暮らしの不安 | |
| 4 相談できる人がいない | |

エンカル消費

それは人や社会、環境に配慮した物やサービス
を選んで消費すること



困ったときは迷わず相談しましょう！

消費者ホットライン

☎ 188 (イヤヤ!)

法的なトラブルや多重債務の相談

法テラス

☎ 0570-078-374

架空請求や詐欺

警察総合相談

☎ #9110

NPO法人 消費者市民ネットおきなわ

沖縄県那覇市字安里45番地 久米国鼎会会館4階
電話/FAX 098-988-8744 Email: oki-net@ossnet.jp

令和3年度沖縄県消費者行政強化補助金事業で作成されています